

改 正 案	現 行																																		
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節 (略)</p> <p>第四節の二 無線呼出局(電気通信業務を行う)ことを目的として開設するものに限る。)の無線設備(第四十九条の五)</p> <p><del>第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備(第四十九条の六)</del></p> <p><del>第四節の三の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の六の二)</del></p> <p><del>第四節の三の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の六の三・第四十九条の六の四)</del></p> <p>第四節の四〜第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">送 信 設 備</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">許 容 偏 差</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">上 限 (パーセント)</th> <th style="text-align: center;">下 限 (パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜五 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>六 次に掲げる送信設備</td> <td style="text-align: center;">五〇</td> <td style="text-align: center;">五〇</td> </tr> <tr> <td>(一) (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	送 信 設 備	許 容 偏 差		上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)	一〜五 (略)	(略)	(略)	六 次に掲げる送信設備	五〇	五〇	(一) (略)			(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条			<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節 (略)</p> <p>第四節の二 無線呼出局(電気通信業務を行う)ことを目的として開設するものに限る。)の無線設備(第四十九条の五・<del>第四十九条の六</del>)</p> <p><del>第四節の三 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の六の二)</del></p> <p><del>第四節の三の二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の六の三・第四十九条の六の四)</del></p> <p>第四節の四〜第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">送 信 設 備</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">許 容 偏 差</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">上 限 (パーセント)</th> <th style="text-align: center;">下 限 (パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜五 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>六 次に掲げる送信設備</td> <td style="text-align: center;">五〇</td> <td style="text-align: center;">五〇</td> </tr> <tr> <td>(一) (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	送 信 設 備	許 容 偏 差		上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)	一〜五 (略)	(略)	(略)	六 次に掲げる送信設備	五〇	五〇	(一) (略)			(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十		
送 信 設 備		許 容 偏 差																																	
	上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)																																	
一〜五 (略)	(略)	(略)																																	
六 次に掲げる送信設備	五〇	五〇																																	
(一) (略)																																			
(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条																																			
送 信 設 備	許 容 偏 差																																		
	上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)																																	
一〜五 (略)	(略)	(略)																																	
六 次に掲げる送信設備	五〇	五〇																																	
(一) (略)																																			
(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十																																			

	の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二、五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項及び十六の項から十八の項までに掲げるものを除く。)		
七、九	(略)	(略)	(略)
十	携帯無線通信の中継を行う無線局(基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。)の送信設備	第四十九条の六に定める陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの	八七 六二
		第四十九条の六に定める陸上移動局(同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの	八七 五〇
		第四十九条の六に定める陸上移動中継局(同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの	八七 五九
		第四十九条の六に定める陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの	五九 六一
十一	符号分	次に掲げる送信設備	五九 六一

	九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二、五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項及び十五の項から十七の項までに掲げるものを除く。)		
七、九	(略)	(略)	(略)
十	符号分割	次に掲げる送信設備	五九 六一

割多元接続  
方式携帯無線  
線通信及び  
時分割・符  
号分割多重  
方式携帯無線  
線通信を行  
う無線局の  
送信設備

- (一) 第四十九条の六の三に定める  
基地局の送信設備
- (二) 第四十九条の六の三に定める  
符号分割多元接続方式携帯無線  
通信設備の試験のための通信等  
を行う無線局（符号分割多元接  
続方式携帯無線通信を行う基地  
局の無線設備の試験又は調整を  
するための通信を行う無線局を  
いう。以下同じ。）の送信設備  
であつて、陸上移動局（携帯無  
線通信の中継を行うものを除  
く。）と通信を行うもの
- (三)（五）（略）
- (六) 第四十九条の六の五に定める  
時分割・符号分割多重方式携帯  
無線通信設備の試験のための通  
信等を行う無線局（時分割・符  
号分割多重方式携帯無線通信を  
行う基地局の無線設備の試験又  
は調整をするための通信を行う  
無線局をいう。以下同じ。）の  
送信設備であつて、陸上移動局  
（携帯無線通信の中継を行うも  
のを除く。）と通信を行うもの  
であり、拡散符号速度が一の搬  
送波当たり毎秒一・二二八八メ  
ガチップのもの

(略)

次に掲げる送信設備であり、かつ、  
空中線電力が二三デシベル（二ミリ  
ワットを〇デシベルとする。）を超  
えるもの

- (一) 第四十九条の六の四に定める  
陸上移動局の送信設備であつ

(略)

四八

(略)

五八

多元接続方  
式携帯無線  
通信及び時  
分割・符号  
分割多重方  
式携帯無線  
通信を行う  
無線局の送  
信設備

- (一) 第四十九条の六の三に定める  
基地局の送信設備
- (二) 第四十九条の六の三に定める  
符号分割多元接続方式携帯無線  
通信設備の試験のための通信等  
を行う無線局の送信設備であつ  
て、陸上移動局（携帯無線通信  
の中継を行うものを除く。）と  
通信を行うもの
- (三)（五）（略）
- (六) 第四十九条の六の五に定める  
時分割・符号分割多重方式携帯  
無線通信設備の試験のための通  
信等を行う無線局の送信設備で  
あつて、陸上移動局（携帯無線  
通信の中継を行うものを除く。）  
と通信を行うものであり、拡散  
符号速度が一の搬送波当たり毎  
秒一・二二八八メガチップのも  
の

(略)

次に掲げる送信設備であり、かつ、  
空中線電力が二三デシベル（二ミリ  
ワットを〇デシベルとする。）を超  
えるもの

- (一) 第四十九条の六の四に定める  
陸上移動局（携帯無線通信の中

(略)

四八

(略)

五八

十三 (略)	(略)	(略)	(略)
十二 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	次に掲げる送信設備であつて、空中線電力が一〇デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの (一) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備 (二) (略)	一九六	六七
	(四) (略)	八七	四七
	(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの (二) (略) (三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの (四) (略)		

十二 (略)	(略)	(略)	(略)
十一 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	次に掲げる送信設備であつて、空中線電力が一〇デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの (一) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備 (二) (略)	一九六	六七
	(四) (略)	八七	四七
	(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの (二) (略) (三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの (四) (略)		

十四 シング ルキャリア 周波数分割 多元接続方 式携帯無線 通信を行う 無線局	(一)・(二) (略) (三) 第四十九条の六の九において 無線設備の条件が定められてい るシングルキャリア周波数分割 多元接続方式携帯無線通信設備 の試験のための通信等を行う無 線局(シングルキャリア周波数 分割多元接続方式携帯無線通信 を行う基地局の無線設備の試験 若しくは調整をするための通信 を行う無線局又は基地局と陸上 移動局との間の携帯無線通信が 不可能な場合、その中継を行う 無線局(時分割複信方式を用い るものに限る。)をいう。以下 同じ。)の送信設備 (四) (略) (六) (略)	八七	四七
十五～十九 (略)	(略)	(略)	(略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2 (略)

3| 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局 の種別	受信装置の区別	周 波 数 帯	副次的に発す る電波の限度
陸上移 動中継 局	八一五MHzを超え八五〇MHz 以下又は八六〇MHzを超え 八九五MHz以下の周波数の	ア 三〇MHz以 上一、〇〇〇 MHz未滿	任意の一〇〇 kHz幅で(二) 四八・ハダシ ベル(二ミリ

十三 シング ルキャリア 周波数分割 多元接続方 式携帯無線 通信を行う 無線局	(一)・(二) (略) (三) 第四十九条の六の九において 無線設備の条件が定められてい るシングルキャリア周波数分割 多元接続方式携帯無線通信設備 の試験のための通信等を行う無 線局(シングルキャリア周波数 分割多元接続方式携帯無線通信 を行う基地局の無線設備の試験 若しくは調整をするための通信 を行う無線局又は基地局と陸上 移動局との間の携帯無線通信が 不可能な場合、その中継を行う 無線局をいう。以下同じ。)の 送信設備 (四) (略) (六) (略)	八七	四七
十四～十八 (略)	(略)	(略)	(略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2 (略)

陸上移動局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を	八二五MHzを超え八五〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（二）四八・ハデシベル以下の値
	同上	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（二）三八・ハデシベル以下の値
	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（二）五七デシベル以下の値
	同上	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値
電波を受信する受信装置	同上	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（二）五七デシベル以下の値
	同上	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値
	同上	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（二）五七デシベル以下の値
	同上	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値

<p>使用するもの（を除く。）</p>	<p>七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一〇〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>イ 一、〇〇〇MHz以上一、二・七五GHz以下</p>	<p>以下の値 任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値</p>
<p>陸上移動局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線を使用するものに限る。）</p>	<p>八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ア 八三三MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下</p>	<p>任意の三〇kHz幅で（二）六〇デシベル以下の値</p>
		<p>イ 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九二五MHzを超え九四〇MHz以下</p>	<p>任意の三〇kHz幅で（二）八〇デシベル以下の値</p>
	<p>八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数</p>	<p>任意の三〇kHz幅で（二）五四デシベル以下の値</p>
		<p>ア 八三三MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下</p>	<p>任意の一MHz幅で（二）八一デシベル以下の値</p>

		八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下	
	イ	八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九二五MHzを超え九四〇MHz以下	任意の一MHz幅で(一)六デシベル以下の値
	ウ	ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で(一)五四デシベル以下の値

4) 八二五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接

3) 八二五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接



統方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八五〇MHz以上九〇五MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
		イ (略)	(略)
陸上移動局	(略)	(略)	(略)

統方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八五〇MHz以上九〇五MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項から第七項までにおいて同じ。)以下の値
		イ (略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)	八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八五〇MHz以上九〇五MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
		イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)	八六〇MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHz以下及び八	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
		イ (略)	(略)

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局	(略)	(略)	(略)

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度	
基地局	(略)	(略)	(略)	
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	(略)	(略)	(略)	
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)	受信する受信装置	ア 八二五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を	ア 八二五MHzを超え八五〇MHz以下	任意の三〇kHz幅で(二)八〇デシベル以下の値
		イ 八六〇MHzを超え八九五MHz以下	イ 八六〇MHzを超え八九五MHz以下	任意の三〇kHz幅で(二)六〇デシベル以下の値
		ウ ア及びイに	ウ ア及びイに	任意の三〇kHz幅で

<p>装置</p> <p>の周波数の電波を受信する受信装置</p> <p>八三二MHzを超え 八三四MHz以下、 八三八MHzを超え 八四六MHz以下又 は八六〇MHzを超 え八八五MHz以下</p>	<p>ア 八三二MHzを 超え八三四MHz 以下、八三八 MHzを超え八四 六MHz以下及び 八六〇MHzを超 え八八五MHz以 下</p>	<p>任意の1MHz幅で、 (一) 八二デシベル以 下の値</p>
<p>装置</p> <p>の周波数の電波を受信する受信装置</p> <p>八八七MHzを超え 八八九MHz以下、 八九三MHzを超え 九〇一MHz以下又 は九一五MHzを超 え九四〇MHz以下</p>	<p>イ 八八七MHzを 超え八八九MHz 以下、八九三 MHzを超え九〇 一MHz以下及び 九一五MHzを超 え九四〇MHz以 下</p>	<p>任意の30kHz幅で、 (二) 八〇デシベル 以下の値</p>
<p>装置</p> <p>の周波数の電波を受信する受信装置</p> <p>八八七MHzを超え 八八九MHz以下、 八九三MHzを超え 九〇一MHz以下又 は九一五MHzを超 え九四〇MHz以下</p>	<p>ア 八三二MHzを 超え八三四MHz 以下、八三八 MHzを超え八四 六MHz以下及び 八六〇MHzを超 え八八五MHz以 下</p>	<p>任意の30kHz幅で、 (二) 六〇デシベル 以下の値</p>
	<p>ウ ア及びイに 掲げる周波数 以外の周波数</p>	<p>任意の30kHz幅で、 (二) 五四デシベル 以下の値</p>

三 (略)

5| 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電
------	---------	------	----------

三 (略)

4| 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電
------	---------	------	----------

八六〇MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波（組み合わせるものに限る。）を受信する受信装置	ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
	ア 八一五MHzを超え八五〇MHz以下	任意の一MHz幅で（一）六一デシベル以下の値
	イ 八六〇MHzを超え八九五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）八一デシベル以下の値
	ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
九一五MHzを超え九四〇MHz以下	任意の三〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値	

種別			波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局	(略)	(略)	(略)

種別			波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の 中継を行うものを除く。)	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の 中継を行うものに 限る。)	一、四二七・九MHz を超え一、四六 二・九MHz以下の 周波数の電波を 受信する受信装置 を置く)	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満  イ 一、〇〇〇MHz 以上二二・ 七五GHz以下(一、 四六五・九MHz 以上二、五 二〇・九MHz以 下及び一、〇一 〇MHz以上二、 〇二五MHz以下 を除く。)	任意の一〇〇kHz幅 で(一)五七デシベル 以下の値
		ウ 二、〇一〇MHz 以上二、〇 二五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値
	一、四七五・九MHz を超え一、五一 〇・九MHz以下の 周波数の電波を 受信する受信装置 を置く)	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満  イ 一、〇〇〇MHz 以上二二・ 七五GHz以下(一、 四二七・九MHz 以上二、四 六二・九MHz以 下及び一、四七	任意の一〇〇kHz幅 で(一)五七デシベル 以下の値
			任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局			

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の 中継を行うものを除く。)			
陸上移動局(携帯無線通信の 中継を行うものに 限る。)		一、四二七・九MHz を超え一、四六二・九MHz 以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 一、四二七・九MHz以上 一、四六二・九MHz以下 イ 一、四七五・九MHz以上 一、五二〇・九MHz以下
		五・九MHz以上 一、五二〇・九MHz以下を除く。)	任意の三・八四MHz幅で (一)六〇デシベル以下の値 任意の三〇kHz幅で (一)六〇デシベル以下の値

			以下
	ウ	一、八八 四・五MHz以上	任意の三〇〇kHz幅 で(一)五一デジタル 以下
	エ	二、〇一〇 MHz以上三、〇	任意の一MHz幅で(一) 五二デジタル以下
	オ	アからエま でに掲げる周 波数以外の周 波数	任意の三〇kHz幅で(一) 四七デジタル以下
		一、四七五・九MHz を超え一、五一 〇・九MHz以下の	
		周波数の電波を 受信する受信装 置	
	ア	八六〇MHz以 上八九五MHz以 下及び二、二	任意の三・八四MHz幅 で(一)六〇デジ タル以下
	イ	一、四二 七・九MHz以上	任意の一MHz幅で(一) 六一デジタル以下
	ウ	一、四七 五・九MHz以上	任意の一MHz幅で(一) 七六デジタル以下
	エ	一、八八 四・五MHz以上	任意の三〇〇kHz幅 で(一)五一デジタ ル以下
	オ	アからエま でに掲げる周 波数以外の周 波数	任意の三〇kHz幅で(一) 四七デジタル以下
	オ	一、七〇MHz以下	

三 (略)

6) 一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局	(略)	(略)	(略)

三 (略)

5) 一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)	一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(一、八三四・九MHz以上一、八	任意の一〇〇kHz以上の幅で(二)五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値



二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

	<p>一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>下 七九・九MHz以上一、八四四・九MHz以下及び一、七八四・九MHz以下及び一、七四九・九MHz以上一、七五五GHz以下（一、七四九・九MHz以上一、七五五GHz以下及び一、八四四・九MHz以下及び一、八七九・九MHz以下を除く。）</p>	<p>任意の三・八四MHz幅で（二）六〇デシベル以下の値</p>
	<p>一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下（一、七四九・九MHz以上一、七五五GHz以下及び一、八四四・九MHz以下及び一、八七九・九MHz以下を除く。）</p>	<p>任意の二MHz幅で（二）四七デシベル以下の値</p>
	<p>一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</p>	<p>任意の二〇〇kHz幅で（二）五七デシベル以下の値</p>
	<p>一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ウ 二、〇〇〇MHz以上三、〇二五MHz以下</p>	<p>任意の二MHz幅で（二）五三デシベル以下の値</p>

であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ  
又は毎秒二・六八六四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局	(略)	(略)	(略)

であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ  
又は毎秒二・六八六四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)	受信する受信装置	一、七四九・九 <sup>MHz</sup> を超え一、七八四・九 <sup>MHz</sup> 以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 一、七四九・九 <sup>MHz</sup> 以上一、七八四・九 <sup>MHz</sup> 以下の値 任意の三〇 <sup>kHz</sup> 幅で(一)八〇デシベル以下の値
		イ 一、八四四・九 <sup>MHz</sup> 以上一、八七九・九 <sup>MHz</sup> 以下の値 任意の三〇 <sup>kHz</sup> 幅で(一)六〇デシベル以下の値	
		ウ 一、八八四・五 <sup>MHz</sup> 以上一、九一九・六 <sup>MHz</sup> 以下の値 任意の三〇〇 <sup>kHz</sup> 幅で(一)五二デシベル以下の値	
		エ 二、〇一〇 <sup>MHz</sup> 以上二、〇二五 <sup>MHz</sup> 以下の値 任意の一 <sup>MHz</sup> 幅で(一)五二デシベル以下の値	
		オ アからエまでに掲げる周波数以外の周波数 任意の三〇 <sup>kHz</sup> 幅で(一)四七デシベル以下の値	
一、八四四・九 <sup>MHz</sup> を超え一、八七九・九 <sup>MHz</sup> 以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 一、八六〇 <sup>MHz</sup> 以上一、八九五 <sup>MHz</sup> 以下の値及び二、一一	任意の三・八四 <sup>MHz</sup> 幅で(一)六〇デシベル以下の値	

三 (略)

7] 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

周波数の電波を受信する受信装置	イ	〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一MHz幅で(一)六デシベル以下の値
	ウ	一、八四四・九MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一MHz幅で(一)七デシベル以下の値
	エ	一、八八四・五MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で(二)五デシベル以下の値
	オ	アからエまでに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で(二)四七デシベル以下の値

三 (略)

6] 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局	(略)	(略)	(略)

であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)	一、九二〇MHzを超え、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(以上二・八〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
	二、一一〇MHzを超え、二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(一、九二〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二・一七〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
	一、九二〇	カ	任意の三・八四MHz

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局	(略)	(略)	(略)

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	(略)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)	一、九二〇MHzを超え、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上、一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上、二・七五GHz以下(一、九三〇MHz以上、一、九八〇MHz以下及び二、一〇MHz以上、二、一七〇MHz以下を除く。)	任意の二〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下の値 任意の二MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
ク	一、九二〇	任意の三〇kHz幅で	

八〇MHz以上、九〇MHz以下及び 七〇MHz以上、一〇MHz以下	幅で(二)六〇デシベル以下の値
--------------------------------------	-----------------

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動	(略)	(略)	(略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	(略)	(略)
陸上移動	(略)	(略)	(略)

	二、一七〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上、一〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下の値
		イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(一、九三〇MHz以上、二、一〇MHz以下及び二、一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
		ウ 一、九二〇MHz以上、九八〇MHz以下	任意の一MHz幅で(一)六二デシベル以下の値
		エ 二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一MHz幅で(一)七六デシベル以下の値
		エ 二、一一〇MHz以上三、一七〇MHz以下	任意の三〇kHz幅で(二)六〇デシベル以下の値
		ハ 八〇MHz以上、九八〇MHz以下	(二)八〇デシベル以下の値

8) 21) (略)

局			
---	--	--	--

22) 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動中継局、時分割・直交周

7) 20) (略)

局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものであつて、チャネル間隔が五MHzのものに限る。)	一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満 ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下 エ 二、〇二五MHzを超え二・七五GHz以下一、八〇MHz以上二、〇一〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
	二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値	

21) 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動中継局、時分割・直交周

波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動中継局並びに二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（施行規則第四条の四第二項第三号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
(略)	(略)

#### 第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（第四十九条の六の二及び第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、八二五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては第二号に限る。）に適合するものでなければならない。

##### 一 一般的条件

基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

##### 二 送信装置の条件

隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する値に適合すること。

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動中継局並びに二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（施行規則第四条の四第二項第三号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発射する電波の限度
(略)	(略)

#### 第四十九条の六 削除



一 基地局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、基地局と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

三 陸上移動局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、二五〇ミリワット以下であること。

四 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

五 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度（基地局対向器の入力電力に対する陸上移動局対向器の出力電力の比又は陸上移動局対向器の入力電力に対する基地局対向器の出力電力の比をいう。以下同じ。）特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

六 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

3] 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、前二項の規定にかかわらず、陸上移動局の無線設備については、第一項第一号及び第二号並びに次の各号に定める条件、陸上移動中継局の無線設備については、第一項第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

一 基地局対向器の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

三 陸上移動局対向器の空中線電力の総和は、一一〇ミリワット以下であること。

四 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

五 前項に定める無線設備と共用する場合においては、基地局対向器の空中線電力は四〇ミリワット以下、陸上移動局対向器の空中線電力は二五〇ミリワット以下、かつ、本項に掲げる周波数の電波を送信するものにあつては一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下、かつ、本項に掲げる周波数の電波を送信するものにあつては一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

六 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

七 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

第四節の三の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四十九条の六の二 (略)

第四節の三の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

第四節の三 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四十九条の六の二 (略)

第四節の三の二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。))にあつては第一号ロ及び第二号ハ、陸上移動中継局にあつては第二号ハに限る。)の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
(略)	(略)
陸上移動局の無線設備であつて拡散符号速度が毎秒一・二三八八メガチップのもの	(略)
(略)	(略)

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一〜四 (略)

無線設備の区別	周波数
(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備であつて拡散符号速度が毎秒一・二三八八メガチップのもの	(略)
(略)	(略)

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一〜四 (略)

3) ~~第一項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)の無線設備は、同項第一号ロ及び第二号へに規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。~~

~~一 基地局対向器(陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)の無線設備であつて、基地局と通信を行うものをいう。以下同じ。)の空中線電力は、四〇ミリワット以下であること。~~

~~二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。~~

~~三 陸上移動局対向器(陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)の無線設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものをいう。以下同じ。)の空中線電力は、一〇ミリワット以下であること。~~

~~四 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇~~

3 | 4 | (略)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
(略)	(略)
陸上移動局の無線設備	(略)

リワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

五 次条第三項及び第四十九条の六の五第三項に定める無線設備と共用する場合においては、基地局対向器の空中線電力は四〇ミリワット以下、陸上移動局対向器の空中線電力は一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

六 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度(基地局対向器の入力電力に対する陸上移動局対向器の出力電力の比又は陸上移動局対向器の入力電力に対する基地局対向器の出力電力の比をいう。以下同じ。)特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

七 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

4 | 5 | (略)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。))にあつては第一号ロ及び第二号ハ、陸上移動中継局にあつては第二号ハ及びニに限る。)の条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備	(略)

(略) (略)

1・2 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

1～5 (略)

3・4 (略)

第四節の四 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(略) (略)

1・2 (略)

2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

1～5 (略)

3 第一項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)の無線設備は、同項第一号ロ及び第二号へに規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

- 一 基地局対向器の空中線電力は、四〇ミリワット以下であること。
- 二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。
- 三 陸上移動局対向器の空中線電力は、一一〇ミリワット以下であること。
- 四 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- 五 前条第三項、次条第三項及び第四十九条の六の九第三項に定める無線設備と共用する場合においては、基地局対向器の空中線電力は四〇ミリワット以下、陸上移動局対向器の空中線電力は一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- 六 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。
- 七 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

4・5 (略)

第四節の四 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
(略)	(略)
陸上移動局の無線設備	(略)
(略)	(略)

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜六 (略)

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。))にあつては第一号ロ及び第一号ロ、陸上移動中継局にあつては第二号ロ及びへに限る。)の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備	(略)
(略)	(略)

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜六 (略)

3 第一項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)の無線設備は、同項第一号ロ及び第二号ロに規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 基地局対向器の空中線電力は、四〇ミリワット以下であること。

二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

三 陸上移動局対向器の空中線電力は、一一〇ミリワット以下であること。

四 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。

第四節の四の五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- と。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- 五 第四十九条の六の三第三項、前条第三項及び第四十九条の六の九第三項に定める無線設備と共用する場合においては、基地局対向器の空中線電力は四〇ミリワット以下、陸上移動局対向器の空中線電力は一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- 六 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。
- 七 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

第四節の四の五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものであつてチャネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。)にあつては第一号ロ及び第二号ロ、陸上移動中継局にあつては第一号ロ及びハに限る。)の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
(略)	(略)
陸上移動局の無線設備	(略)
(略)	(略)

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜五 (略)

無線設備の区別	周波数
(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備	(略)
(略)	(略)

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜五 (略)

3| 第一項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものであつてチャンネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。)の無線設備は、同項第一号ロ及び第二号ロに規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 基地局対向器の空中線電力は、四〇ミリワット以下であること。

二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

三 陸上移動局対向器の空中線電力は、一一〇ミリワット以下であること。

四 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

五 第四十九条の六の四第三項及び第四十九条の六の五第三項に定める無線設備と共用する場合においては、基地局対向器の空中線電力は四〇ミリワット以下、陸上移動局対向器の空中線電力は一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたとき



3 | 4 | (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信及び携帯無線通信の中継を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキユリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は

の値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

六 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

七 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

4 | 5 | (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移

時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三三 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (略)

注1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波

動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三三 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (略)

注1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波

数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局(同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)

(ア) 陸上移動中継局

A 陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

B 基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 300Hz

f は、送信周波数(単位 Hz)とする。

(イ) 陸上移動局

A 陸上移動局対向器  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

B 基地局対向器 300Hz

f は、送信周波数(単位 Hz)とする。

イ 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局(同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。)

(ア) 陸上移動局対向器  $0.05 (10^{-6})$

(イ) 基地局対向器 300Hz

f は、送信周波数(単位 Hz)とする。

ウ・エ (略)

オ (略)

(ア) (略)

A 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz (ただし、空中線電力が8デシベル(1Wを0デシベルとする。)以下の場合にあつては、 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz)

なお、空中線電力が24デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)以下の場合にあつては、 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ 、空

数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア・イ (略)

ウ (略)

(ア) (略)

A 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz (ただし、空中線電力が8デシベル(1Wを0デシベルとする。)以下の場合にあつては、 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz)

中線電力が 20 デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)

以下の場合にあつては、 $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$

B 陸上移動局  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 10)$  Hz

f は、送信周波数 (単位 Hz) とする。

(イ) (略)

A (略)

B 陸上移動局 300 Hz

カ (略)

(ア) (略)

A 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz (ただし、空中線電力が 8 デシベル (1W を 0 デシベルとする。) 以下の場合にあつては、 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz)

なお、空中線電力が 24 デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。) 以下の場合にあつては、 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ 、空中線電力が 20 デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)

以下の場合にあつては、 $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$

B 陸上移動局  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 10)$  Hz

B 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。)  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 10)$  Hz

C 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものに限る。)

(a) 基地局対向器  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 10)$  Hz

(b) 陸上移動局対向器  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

f は、送信周波数 (単位 Hz) とする。

(イ) (略)

A (略)

B 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。) 300 Hz

C 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものに限る。)

(a) 基地局対向器 300 Hz

(b) 陸上移動局対向器  $0.05 (10^{-6})$

エ (略)

(ア) (略)

A 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz (ただし、空中線電力が 8 デシベル (1W を 0 デシベルとする。) 以下の場合にあつては、 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz)

B 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。)  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 10)$  Hz

f は、送信周波数（単位 Hz）とする。

(イ) (略)

A (略)

B 陸上移動局 150 Hz

キ～ケ (略)

コ (略)

(ア) 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

なお、空中線電力が 24 デシベル（1 ミリワットを 0 デシベルとする。）以下の場合にあつては、 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ 、空中線電力が 20 デシベル（1 ミリワットを 0 デシベルとする。）以下の場合にあつては、 $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$

(イ) 陸上移動局  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$  Hz

C 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

(a) 基地局対向器  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 10)$  Hz

(b) 陸上移動局対向器  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

f は、送信周波数（単位 Hz）とする。

(イ) (略)

A (略)

B 陸上移動局 （携帯無線通信の中継を行うものを除く。） 150 Hz

C 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

(a) 基地局対向器 150 Hz

(b) 陸上移動局対向器  $0.05 (10^{-6})$

オ～キ (略)

ク (略)

(ア) 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

(イ) 陸上移動局 （携帯無線通信の中継を行うものを除く。）  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$  Hz

(ウ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャンネル間隔が 5MHz のものであり、かつ、送信する電波の周波数が、1,920MHz を超え 1,980MHz 以下又は 2,110MHz を超え 2,170MHz 以下のものに限る。）

A 陸上移動局対向器  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

f は、送信周波数（単位 Hz）とする。

サ （略）

(2)～(18) （略）

32～52 （略）

別表第二号(第6条関係)

第1～第11 （略）

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

(1) 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式

B 基地局対向器  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$  Hz

f は、送信周波数（単位 Hz）とする。

ケ （略）

(2)～(18) （略）

32～52 （略）

別表第二号(第6条関係)

第1～第11 （略）

第12 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

携帯無線通信を中継するもの

ア 拡散符号速度が毎秒 3.84 メガチップのもの 5 MHz

イ 拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップのもの 1.48MHz

ウ 拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップの陸上移動局及び陸上移動中継局の無線設備であつて、二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、発射する電波の周波数及び隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

(ア) 815MHz を超え 850MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

A 隣接しない一の搬送波 1.48MHz

B 隣接する二の搬送波 2.71MHz

C 隣接する三の搬送波 3.94MHz

(イ) 1,920MHz を超え 1,980MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

A 隣接しない一の搬送波 1.48MHz

B 隣接する二の搬送波 2.73MHz

C 隣接する三の搬送波 3.98MHz

(2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を中継するもの

ア チャンネル間隔が 5MHz のもの 5MHz

イ チャンネル間隔が 10MHz のもの 10MHz

ウ チャンネル間隔が 15MHz のもの 15MHz

エ チャンネル間隔が 20MHz のもの 20MHz

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップの陸上移動局の無線設備であつて、815MHz を超え 850MHz 以下の周波数の電波を使用し二又

1 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップの陸上移動局及び陸上移動中継局の無線設備であつて、815MHz を超え 850MHz 以下の周波数の電

は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア～ウ (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップの陸上移動局の無線設備であつて、1,920MHz を超え 1,980MHz 以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア～ウ (略)

4～6 (略)

第 13～第 59 (略)

別表第三号(第 7 条関係)

1～16 (略)

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1) 第 49 条の 6 に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

(2)～(4) (略)

18～52 (略)

㊦ ㊧

波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア～ウ (略)

2 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 拡散符号速度が毎秒 1.2288 メガチップの陸上移動局及び陸上移動中継局の無線設備であつて、1,920MHz を超え 1,980MHz 以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア～ウ (略)

3～5 (略)

第 13～第 59 (略)

別表第三号(第 7 条関係)

1～16 (略)

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

18～52 (略)



(施行期日)

1| この省令は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2| この省令の施行前に行われた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明若しくは法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証又は法第三十八条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認により表示が付されたこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五及び第四十九条の六の九の無線設備（いずれも携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備に限る。）については、この省令による改正後の設備規則第四十九条の六に規定する無線設備の技術基準に適合するものとして当該表示が付されているものとみなす。

3| この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五及び第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備（いずれも携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備に限る。）の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。